

資料の特徴と学習プログラムの実施について



本資料の特徴

① 参加者の活動内容

参加者の方々が、提示されるテーマに基づいた話し合いをグループ内で行うことを基本としています。お互いの考えを伝え合うことで考えを深め、自分の中に気づきを得ることを目的としています。

② 講座の時間

話し合いの時間を柔軟に設定できるよう、40分をメインとし、30~50分へのアレンジが可能であるプログラムとしました。

参加者同士で行うワークや意見交換に取り組む時間をファシリテーター※が調整することで、学習時間の調整が行えます（話し合い時間を延ばして50分の講座に、短くして30分の講座にすることも可能です）。

③ プログラムの構成

活発な話し合いができるように、導入となるアイスブレイキングから、展開のメインアクティビティ、まとめのふりかえりと、三つの構成になっています。アイスブレイキングは、メインアクティビティにつながる内容であり、かつ、お互いが話しやすい雰囲気づくりにも役立つようにしています。

④ 資料の使用方法

各プログラムは、見開きで左のページに展開（流れ）を、右ページには読み上げることで進行できる「声かけ例」が記載されています。また、「声かけ例」には進行する上での配慮事項（留意点）を載せています。どこに配慮すればよいか、どんな声かけをすると効果的かなど、事前に確認できるようになっています。

★付属の提示資料は、印刷するだけで使えるようになっているので、最小限の事前準備で講座を進めることができます。

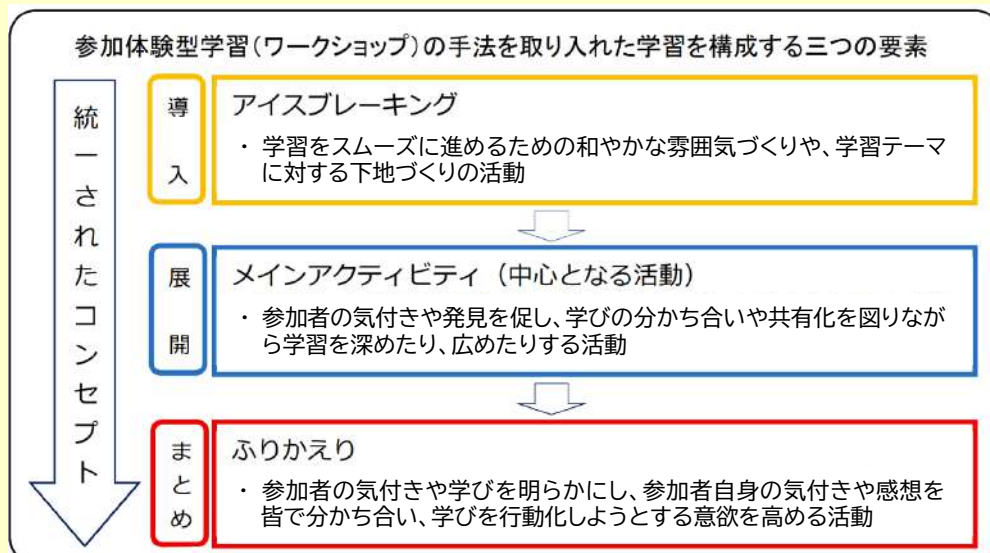
※「ファシリテーター」・・・参加者の活動や発言を促したり、話をまとめたりして、より良い学びが得られるように活動をサポートする人



参加体験型学習について

参加体験型学習は、参加者の主体的な活動とコミュニケーションをとおして、気づきや学びを共有し合う学習方法です。本県では、参加体験型学習をワークショップと呼び、人権感覚を磨き人権意識を高める手法として取り入れています。

参加者自身が自らの知識や体験をもとにして、積極的に学習会や研修会に関われるため、学びに対する充足感と学習を促進する効果が期待できます。ワークショップは下の三つの要素から構成され、統一されたコンセプト（一貫したねらい）のもとに行います。





人権が尊重された雰囲気づくり

どんな学習プログラムでも共通して取り組むべきことが、人権が尊重された雰囲気づくりです。

ファシリテーターが、参加者も雰囲気づくりに加わるようにはたらきかけることで、学習プログラムのねらいの達成につながるほか、参加者の人権感覚が磨かれることが期待できます。

学習を開始する際は、「尊重」、「参加」、「守秘」の三つの視点から、次の声かけ例を参考にして、参加者とルールの確認をしましょう。

尊重

お互いの考え方や感じ方を尊重しましょう

- 相手の意見・自分の気持ちに耳を傾けてみましょう。
- 相手の発言を否定したり、自分の意見を押しつけないようにしましょう。
- 一人で話しすぎないようにしましょう。

参加

プログラムに積極的に参加しましょう

- 参加者一人一人が、積極的に参加するよう心掛けましょう。
- 話すことが苦手な人は、積極的に相手の話を聴きましょう。聴くことも積極的な参加になります。

守秘

参加者の個人情報を持ち帰らないようにしましょう

- 参加者が本音で話す内容には、個人情報が含まれる場合があります。外に出すと良くないと感じることはその場に置いていきましょう。
- 参考になったアイデアなどは積極的に持ち帰っていただいて結構です。

※「ファシリテーター」についての詳細（心がけること、ワークショップの実施に向けた準備等）は、令和4年度資料を参照（下記の二次元コードからアクセスできます）



R4年資料



過年度の「人権に関する社会教育指導資料」について

栃木県では、昭和53(1978)年度から、指導資料の作成に計画的に取り組んできました。平成9(1997)年度から、同和教育に参加体験型学習(ワークショップ)を取り入れた「社会同和教育指導資料」、人権教育に発展的に再構築された平成14(2002)年度からは、「人権に関する社会教育指導資料」を作成しています。

平成14(2002)年度以降の資料に関しては、栃木県のホームページに掲載していますので、御活用ください。(下記 URL または二次元コードからアクセスできます)

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m06/education/shougai/suishinjigyou/jinken-guide-top.html>

様々な人権課題	ワークショップを取り扱っている年度の指導資料(平成14年~)(年度の下段はテーマ・キーワード)											
	H15('03)	H17('05)	H19('07)	H21('09)	H27('15)	H29('17)	R6('24)					
女性	ジェンダー・男女共同参画	ジェンダー・偏見	男女共同参画	男女共同参画	ジェンダー平等	男女共同参画・女性専用車両・レディースデー	男女共同参画・男女の役割分担意識					
子ども	子どもの個性・コミュニケーション	虐待・児童の権利	育児・母親	自尊感情	忘れられないあの一言・できごと	子どもの褒め方・叱り方	青少年教育支援事業でのアクティビティ集	「子どもの心の短歌」・リフレミング/児童虐待	「決めるのは大人?子ども?」	児童虐待	子どもの権利(ヤングケアラー)	
高齢者	充実したシルバーライフ/高齢者疑似体験	高齢者疑似体験/魅力ある高齢者紹介	しめ縄づくり・高齢者にやさしいまち	高齢者対象アクティビティ集								
障害者	ノーマライゼーション	ユニバーサルデザイン	点字・耳マーク	バリアフリー・ジェスチャートーク	バリアフリー・バリアフリーマーク	心のバリアフリー・共生社会・障害者に関するマーク	R4('22)					
部落差別(同和問題)	同和問題意識調査	被差別部落の人々の業績・功績	結婚	法務省委託人権啓発教材「同和問題〜未来に向けて〜」								
外国人	H14('02) アジアの食と遊び	H15('03) 誤解や偏見	H18('06) 難破船生存者救出ゲーム・共生社会	H19('07) 固定観念・偏見	H27('15) 栃木県内の外国人・共生社会	H29('17) 共生社会・ピクトグラム・世界の慣習	H30('18) 栃木県内の外国人・共生社会	R4('22)				
HIV感染者・ハンセン病患者及び元患者	H15('03) エイズ・HIV感染者	H19('07) エイズ・HIV感染者・誤解と偏見	H19('07) ハンセン病・誤解と偏見									
犯罪被害者とその家族	H19('07) 二次的被害・トラウマ・PTSD											
インターネットによる人権侵害	H19('07) 情報モラル・チェーンメール	H21('09) 個人情報の取扱い・著作権・肖像権・プライバシー	H28('16) SNS・ネットトラブル・デジタルタトゥー	R1('19) SNS・誹謗・中傷・デマ	R2('20) SNSによる人権侵害							
災害に伴う人権問題	R1('19) 避難所生活・ピクトグラム	R4('22) 避難所生活										
アイヌの人々	H19('07) アイヌ文化体験											
刑を終えて出所した人	H19('07) 偏見・差別・保護司・犯罪者予防更生法											
性的指向・ジェンダーアイデンティティにかかわる人権問題	H28('16) 性的マイノリティ性の在り方	R1('19) 性の多様性・LGBT・トーカード										
ホームレス等生活困窮者にかかわる人権問題	H19('07) 偏見・ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法											
北朝鮮当局による拉致問題等	H23('11) 拉致問題啓発アニメ『めぐみ』	R1('19) フィルムフォーラム『めぐみ』										
豊かな人間性	H15('03) アンコンシャスバイアス/ユニバーサルデザイン/人権ピンゴ	H21('09) 自己理解・他者理解/自尊感情/固定観念・思い込み	H23('11) 人権啓発ポストづくり	H27('15) 自尊感情・プラスストローク	H29('17) 個人の尊重	R6('24) リフレミング・災害における人権						
様々な人権	H18('06) 親子	H23('11) みんなの相談室・悩み相談カード	H24('12) 家庭教育支援事業でのアクティビティ集・アイスブレーキング集	H27('15) 思い込み・偏見・「電車の優先席」	H30('18) 様々な人々・「役割カード」・「状況とできごと」/イラストで見つめる人権課題	R1('19) みんなの相談室・悩み事カード	R2('20) 新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別					
自己紹介・グループづくりなど	H17('05) アイスブレーキング集	H18('06) アクティビティ集	H20('08) アクティビティ集	H21('09) アクティビティ集	H23('11) アイスブレーキング集・アクティビティ集	H29('17) アイスブレーキング集	H29('17) ショートアクティビティ集	R2('20) アイスブレーキング集	R3('21) 成人を対象とした人権教育の考え方・進め方まとめ			

★各資料には、右の二次元コードを読み込むか、下記のように検索してもアクセスできます。



栃木県 人権 社会教育指導資料

※網掛けは説明資料の取扱い。

ワークショップを行う前に…



ワークショップの進め方(各テーマ共通)

★ワークショップに入る前に、次の①・②を全員で確認します。

① 当日に実施するプログラムについての確認

・最初に、その日実施するプログラムについて確認します。

「今日は『(タイトル)』というテーマで、皆さんと一緒に考えていきたいと思います。」

② 参加者と三つの視点を確認 (※詳しくはP.2『人権が尊重された雰囲気づくり』を参照)

・ワークショップの際に協力をお願いしたい三つの視点について、読み上げて確認します。

「よりよいワークショップのために、次の3点について協力をお願いします。」(以下参照)

1点目は「尊重」です。お互いの考え方や感じ方を尊重しましょう。

相手の意見・自分の気持ちに耳を傾けてみましょう。

相手の発言を否定したり、自分の意見を押しつけたりしないようにしましょう。

また、一人で話しすぎないようにしましょう。

2点目は「参加」です。プログラムに積極的に参加しましょう。

参加者一人一人が、積極的に参加するよう心掛けましょう。

話すことが苦手な人は、積極的に相手の話を聴きましょう。聴くことも積極的な参加になります。

3点目は「守秘」です。参加者の個人情報を持ち帰らないようにしましょう。

参加者が本音で話す内容には、個人情報が含まれる場合があります。外に出すと良くないと感じることはその場に置いていきましょう。参考になったアイデアなどは積極的に持ち帰っていただいて結構です。

➡ ①・②が確認できたら、早速プログラムに入りましょう！



グループ協議での発表者の決め方

※1グループ4人程度が適当

★グループ協議後に発表をしてもらう場合は、話し合う前に全員にそれを伝えておきましょう。

(例)「話し合った内容を発表していただきますので、発表者を決めておいてください。」

「発表は1グループ〇分くらいで、簡単をお願いします。」

★グループで話し合ったことを全体で発表してもらう際に、あらかじめ発表者を決めておくと、全体での共有をスムーズに行うことができます。以下は決め方の一例です。

(例) はじめの「自己紹介」で最初に話す人を決め、時計回りに発表者を変えていく方法

「最初にお話しいただく方は、各グループ内で【私に一番近い人】です(挙手してもらおう)。

その方から、時計回りでお話してください。一人〇分をお願いします。」

➡(次の活動で)「では今度は、先ほど2番目に話した方から順に時計回りで話してください。」

➡(グループ協議後)「では、グループでどんな意見が出たか発表していただきたいと思います。

〇番目の方(順番で最初に話すことになる人)、発表をお願いします。」

意識していますか？ こどもの気持ち

(人権課題)

こども

学習プログラムの説明

無意識に行っている大人の言動が、こどもの人権を侵害する行為となりうることに気付いてもらうプログラムです。こどもの人権にかかわる問題には、体罰や児童虐待などが挙げられます。栃木県保健福祉部こども政策課における令和6年度の児童虐待相談調査結果において、児童相談所の相談対応件数の「心理的虐待」は977件(52.8%)と、過去10年で最も高い割合となっています。

本プログラムではエピソードをもとに、無意識に行っている大人の言動についてどう感じるかをグループで話し合うとともに、こどもの気持ちを考えた大人の言動を振り返ります。公民館等での人権講座やこどもに関する講座において活用できます。

ねらい

こどもに対する大人のふるまいや声かけが、こどもの心を傷つけ、こどもの人権を侵害する行為となっていなかったかなどを見つめ直します。その上で、大人がこどもの人権を尊重し、心身のよりよい成長・発達のために心がけたいことや自分にできることについて考えます。

参加者の人権意識を高めるポイント

展開(3)のふりかえりシートで振り返った後、展開(4)において資料3を活用することで、こどもが大人と同様に一人の人間としてもつ様々な権利について確認し、人権意識を高める機会となります。

	時間	40分	準備物	主催者	ファシリテーターの声かけ例(留意点) 参加者用資料(資料1, 2, 3)
				参加者	筆記用具
導 入	1 アイスブレイキング：自己紹介【5分】 (1) グループ内で順番に「名前」と「どんなこどもだったか」について、エピソードや思い出を交えて話す。				
展 開	2 メインアクティビティ：こどもの人権を侵害する行為となりうる場合があることについての話し合い【25分】 (1) 気になる大人の言動やこどもの気持ちに線を引きながら、エピソード(資料1)を読む。(3分) (2) 線を引いた部分について、グループで話し合う。(16分) (3) ふりかえりシート(資料2)で自分の言動を振り返る。(3分) (4) 資料3を配付し、こどもの人権は守られるべきこととして定められていることを理解し、無意識に行っている大人の言動が心理的虐待になりうる場合があることを確認する。(3分)				
ま と め	3 ふりかえり【10分】 (1) こどもの気持ちを第一に考えるために、心がけたいことや自分にできることを考え、意見交流をする。(7分) (2) 全体で共有する。(3分)				

ファシリテーターの声かけ例(留意点)

導入(アイスブレイキング) 時間：5分

はじめに、グループで簡単な自己紹介を行います。「名前」と「どんな子どもだったか」について、エピソードや思い出を交えてお話してください。家族や周囲の大人などから言われていたことや聞いたことでも結構です。時間は一人1分程度でお願いします。話す順番は誕生日の日付が1日(ついたち)に近い方から時計回りでお話してください。

(予想される意見：「活発で、外で元気に遊んだ」「落ち着きがなく、よく怒られていた」「人見知りがあり、体が大きいのに臆病だと言われた」等) (5分)

(自己紹介を行った後、ねらいの最初の一文を読み、P.2を参考に三つの視点の確認をする)

展開(メインアクティビティ) 時間：25分

(1) 今日は、子どもたちに対しての大人の関わりを考えていきましょう。(資料1を配付) エピソードを読んで、気になる大人の言動や子どもの気持ちに線を引いてみてください。(3分)

(2) (3分後) 線を引いた部分について、理由を含めてグループで話し合しましょう。いろいろな方が参加していますので、例えば御自身が子育てをしていた頃を思い出したり、地域の子どもと関わる場面を想定したりして考えてほしいと思います。2番目に話した方から気になる言動や子どもの気持ちについてお話してください。(10分)

(10分後) いくつかのグループに発表してもらいたいと思います。(数グループ指名する)

(予想される意見：「がんばりを認めて欲しいという気持ちを分かっていない」「身体的特徴を取り上げ差別している」「ついつい言ってしまって子どもの心を傷つけている」「悪気があるわけではない」等) (3分)

(3) 無意識のうちにエピソードのような言動はなかったか、ふりかえりシートで振り返ってみましょう(資料2を配付)。普段やっている、ときどきあるなど、それぞれ御自身の中で確認してみましょう。(2分程度)

(2分経ったら) 心当たりのあった方は、子どものためやしつけのためにと考えてこのような言動をとっていたのかもしれませんが、また、「つい」や「何気なく」ということもあるかもしれませんね。(1分)

(4) (資料3を配付) 先程のエピソードやふりかえりシートでみなさんが感じたように、大人の言動の中には、知らず知らずのうちに子どもたちの心を傷つけてしまっていたものがあつたかもしれません。

「子どもの権利条約」では、子どもは大人と同じように、一人の人間としてもつ様々な権利があること、また「子ども基本法」では、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すことが定められています。

子育てにおいて、しつけとして子どもに罰を与えることは、子どもをよりよくしようとする思いからの行為かもしれませんが、しかし、それは許されるものではありません。(※子ども家庭庁「体罰等によらない子育てを広げよう」パンフレットより)

詳しくは、資料をお読みください。

まとめ・ふりかえり 時間：10分

(1) 子どもの気持ちを第一に考え、心がけたいことや御自身の立場でできそうなことについて、グループで意見交流をしましょう。次(3番目)の方からお話してください。交流したことを最後に全体で共有しますので、発表者を1名決めておいてください。(7分)

(2) 各グループで交流したことを共有します。(残り時間によっては一部の班の発表) ありがとうございました。今日の皆さんの考えや気づきを大切に、これからの生活で生かせるといいですね。(3分)

だいちくんがサッカーの練習の帰りにお父さんと歩いていると、幼稚園の頃にお囃子を教えてもらっていた栃木さんと出会いました。

栃木：「おや、だいちくん、久しぶりだね。何年生になったの？」

だいち：「4年生になりました。」

栃木：「4年生か。あれ？サッカーやってるの？」

父：「去年から始めたんですけど、だいちはずいぶんだから、まだレギュラーになれなくて。上の子は、体が大きかったからすぐにレギュラーになれたのに。」

栃木：「だいちくん、ちゃんと好き嫌いなく食べてる？何でも食べないと、お兄ちゃんみたいに大きくなれないぞ。」

だいち：「……はい。」

父：「朝だって、毎日声をかけないと起きられないんですよ。私もイライラしちゃって、つい口を出しちゃうんですよ。」

栃木：「だいちくん、4年生ならもう少ししっかりしないと。」

父：「サッカーの練習だけは一生懸命なんですけどね。」

だいち：「僕さあ、今日の練習でも、ドリブルはコーチにほめられたんだ。」

父：「ふーん。ちょっとぐらいほめられたって、ベンチじゃなあ。お母さんも、レギュラーになってくれれば応援のしがいがあるって言ってたぞ。」

栃木：「まあ、やっぱりスポーツは体が大きくなきゃなあ。お父さん、お母さんの言うことを聞いて、レギュラー目指してもっとがんばれよ。」

だいち：「……。」



父

だいち

栃木さん

日頃の言動ふりかえりシート

資料2

こんな行動はありませんか？

- ・何かをしながらこどもの話を聞くことがある。 例) スマホ、テレビ、家事 等
- ・こどもが抱えるコンプレックスを、世間話の一つとして話題にすることがある。
- ・こどもを感情的に大声で怒ることがある。
- ・大人の都合で、こどもに指示や注意をすることがある。
- ・できていないところが気になり、こどものがんばりを認めていないことがある。
- ・こどもの行為を無視したり、ため息をついたりすることがある。
- ・両親やきょうだい等と比較することがある。
- ・こどもの前で大人同士が言い争ったことがある。

こんな言葉を投げかけていませんか？

- ・「〇年生（〇歳・小学生・中学生）なんだからできるでしょ。」
- ・「忙しいから、後にして。（それ、今じゃないとダメ？）」
- ・「何度言ったら分かるの？ ぐずぐずしないで早くしなさい。」
- ・「〇〇しなかったら、知らないからね。勝手にしなさい。」
- ・「△△さんは、もっとできたよ。もう少しがんばれるんじゃない？」
- ・「そんなんじゃ、いい大人になれないよ。（将来大変だよ。）」
- ・「△△（ゲームばかりしている・寝るのが遅い・好き嫌が多い 等）から、〇〇なんだよ。」
- ・「あなたのためにどれだけ我慢しているか、わかってるの？」

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）



参考：日本ユニセフ協会
「子どもの権利条約の考え方」

子どもの権利条約は、子ども（18歳未満の人）が守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にしました。子どもが大人と同じように、ひとりの人間としてもつ様々な権利を認めると共に、成長の過程にあって保護や配慮が必要な、子どもならではの権利も定めています。

差別の禁止
(差別のないこと)

子どもの最善の利益
(子どもにとって最もよいこと)

生命、生存及び発達に対する権利
(命を守られ成長できること)

子どもの意見の尊重
(子どもが意味のある参加ができること)

こども基本法



参考：こども家庭庁
「こども基本法」

こども家庭庁「こども基本法」
概要文より一部抜粋

こども基本法は、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

1 すべてのこどもは大切にされ、
基本的な人権が守られ、差別されないこと。

2 すべてのこどもは、大事に育てられ、
生活が守られ、愛され、保護される
権利が守られ、平等に教育を受けられること。

3 年齢や発達の程度により、
自分に直接関係することに意見を言えたり、
社会のさまざまな活動に参加できること。

4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、
意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって
最もよいことが優先して考えられること。

5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが
十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、
家庭と同様の環境が確保されること。

6 家庭や子育てに夢を持ち、
喜びを感じられる社会を
つくること。



こども家庭庁「こども基本法」

しつけと体罰のちがい



参考：こども家庭庁
「しつけ？体罰？これどっち？」

【しつけとは】

こどもの人格や才能などを伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすることなどの目的から、こどもをサポートして社会性を育む行為です。

【体罰とは】

こどもの身体に何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為（罰）です。

児童虐待とは？



参考：こども家庭庁
「体罰等によらない子育てを広げよう！」パンフレット

身体的虐待

性的虐待

ネグレクト

心理的虐待

<心理的虐待>

- ことばによる脅かし、脅迫など
- 子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど
- 子どもの心を傷つけることを繰り返し言う
- 子どもの自尊心を傷つけるような言動など
- 他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする
- 配偶者や他の家族などに対する暴力や暴言
- 子どものきょうだいに、児童虐待を行う・・・など

こども家庭庁「体罰等によらない子育てを広げよう！」パンフレット

その言葉、本当に大丈夫？ ～女性が自分らしく活躍できる社会をめざして～

(人権課題)

女性

学習プログラムの説明

仕事や結婚、子育て等において性別に基づく固定観念から生じる無意識の思い込みや、個人の考え方の違いに気付いてもらうプログラムです。普段、何気なく使われている言葉を取り上げ、グループでどう感じるか等について話し合い、自分の認識を振り返ります。公民館の講座、企業研修、行政職員・管理職研修、子育て講座、PTA 人権研修会、地域づくりに関連する講座など様々な場面で活用できます。

ねらい

日常に潜む性別に基づいた特定の役割や行動、能力などに対する固定観念や無意識の思い込みによって、女性が不当に評価されることがあることに気付きます。また、性別に関係なく自他の思いが尊重され、女性が様々な分野で自分らしく活躍できる社会をめざすために、自分にはどんなことができそうかを考えます。

参加者の人権意識を高めるポイント

言葉チェックシートや資料を使うことで、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に気づき、自分のこととして考える機会となります。

	時間	40分	準備物	主催者	ファシリテーターの声かけ例(留意点) 言葉チェックシート 資料「無意識に思い込んでいない？」
				参加者	筆記用具
導入	1 アイスブレイキング：自己紹介【5分】 (1) 「名前」、「所属」と「言われてうれしい言葉」について話す。				
展開	2 メインアクティビティ：言葉チェックシートを使用して考える【20分】 (1) チェックシートに書かれた内容の言葉を聞いたとき、自分だったらどう感じるかについて、各自チェックする。(2分) (2) グループでシートを見せ合い、互いの考えが違うところに目を向け、自分の考えを理由付けしながら伝え合う。(10分) (3) 資料をもとに、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）について触れる。 <div style="text-align: right;">(8分)</div>				
まとめ	3 ふりかえり【15分】 (1) 自分の今までの言動を振り返り、女性が自分らしく活躍できる社会の実現のために、自分にできそうなことは何かを考え、記入する。(3分) (2) グループで意見交流をする。(7分) (3) 全体で共有する。(5分)				

ファシリテーターの声かけ例(留意点)

導入(アイスブレイキング) 時間：5分

グループ内で自己紹介をします。お一人ずつ「名前」、「所属」そして「言われてうれしい言葉」について紹介してください。また、言われてうれしい理由もお話してください。一人1分程度でお願いします。(無理のない範囲で自己紹介をするよう声をかける)

※導入で言われてうれしい言葉を共有することで、言葉の温かさを実感し、次の活動につなげる。

(参加者同士で話している内容を聞いておき) ○○や○○(※参加者から出てきた意見) など、認められたり、感謝されたり、褒められたりすると誰もがうれしい気持ちになりますよね。

展開(メインアクティビティ) 時間：20分

(1) (言葉チェックシートを全員に配付) 言葉チェックシートをご覧ください。ここに、女性に対するほめ言葉や配慮する言葉などを集めてみました。その言葉を皆さん自身が聞いたとき、どう感じますか。各自、当てはまるところに○を付けてみてください。(2分)

(2) (2分後、全員がチェックし終わったら) この後はグループごとに、自分がチェックした気になる箇所を中心に伝え合いましょう。グループのメンバーとなぜその箇所にチェックしたのか、お互いにその理由を伝え合いましょう。時間は10分間とります。(3分)

※チェックシートを見せることや自分の考えを伝えることに抵抗がある場合は、無理のない範囲で参加することを伝える。

※グループ内で意見に違いが全くなかった場合は、他のグループの意見を取り上げるなどして、自分とは違う考え方があることに気付けるようにする。

(3) (10分後) 皆さんの話合いの様子を見させていただきましたが、褒めているつもり言葉や配慮しているつもり言葉であっても女性にとっては気になり、うれしくないものもあったかもしれません。人によって言葉に対する考え方や感じ方に違いがありましたね。そのような違いは、私たちの中にある性別による無意識の思い込みが関係していることが多いようです。このような無意識の思い込みを「アンコンシャス・バイアス」といいます。(1分)

(資料を全員に配付) 資料をご覧ください。これは栃木県生活文化スポーツ部人権男女共同参画課から出された、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)について書かれた資料です。

無意識の思い込みは過去の経験や見聞きしたことに影響を受けたもので、誰もがもっているものと書かれています。無意識の思い込みにはいくつか種類があります。中央に書かれた「ステレオタイプ」の部分をご覧ください。誰でも、性別、学歴、世代などをもとに先入観や固定観念で相手を見る傾向があるそうです。(2分)

いくつかチェック項目があるので、各自チェックしてみましょう。(1分ほど時間をとる)

(1分後) いかがでしたか?このような無意識の思い込みが、女性の可能性を狭め、女性が社会の中で自分らしく活躍することの妨げになっているのかもしれません。(1分)

まとめ・ふりかえり 時間：15分

(1) 自分のこれまでの言動を振り返り、女性が自分らしく活躍できる社会をめざすために、あなたならどんなことができそうかを考え、ふりかえり欄に記入してみましょう。(3分)

(2) (3分後) グループで意見交換してください。(8分)



(3) グループでどのような意見が出ましたか。(数グループ指名し、発表してもらおう)(2分)

今日は女性の人権について考えていただきました。私たちは無意識のうちに女性や男性について固定的なイメージをもってしまっています。それらは長い歴史の中で、時代や地域、文化や習慣の影響を受けながら徐々に形成されてきたものです。「女性だから」、「男性だから」と性別によって可能性を狭められたり、不利益を被ったりすることがないようにしたいものです。皆さんの人権が尊重される社会を築いていけるよう、皆さんの発する言葉にも気を付けていきたいですね。(2分)

本音で
語るまる！



言葉チェックシート

下の言葉を耳にしたとき、自分だったらどう感じるか 当てはまるところに○を付けてください。	気になる 	少し 気になる	あまり 気にならない	気にならない 
1. 「出産後は正社員を辞めるのかな。子育てはやっぱり母親にはかなわないよね。」				
2. 「女子力が高い〇〇さんが居てくれると、雰囲気華やかになりますね。」				
3. 「多様な視点を取り入れたいと思い、今回は女性の方にも参加していただきました。」				
4. 「女性で理系の有名大学に進学する人はまだ多くないし、すごいですね。」				
5. 「仕事ができるし、女性にしておくのはもったいないね。これからもサポート役をお願いしよう。」				
6. 「女性は家事や育児、介護で忙しいので、無理なく働ける環境づくりを進めていきましょう。」				

○ふりかえり

自分の今までの言動を振り返り、女性が自分らしく活躍できる社会をめざすために、自分には何ができそうか書いてみましょう。



無意識に思い込んでない?

『A型=几帳面』『理系=男性』



「理系」と聞くと
男性を
思い浮かべる



家事・育児は
女性が
するものだ



私たちは、何かを見たり、聞いたり、感じたりした時に「無意識に“こうだ”と思い込むこと」があります。この「無意識の思い込み」は、心理学の用語を使い「アンコンシャス・バイアス」「無意識のバイアス」などとも表現されています。

無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)は、過去の経験や見聞きしたことに影響を受けているもので、誰もが持っているものです。それらは日常生活にあふれていますが、気づかずにいると、そこから生じた判断や言動が、時に相手を傷つけてしまったり、自分自身の可能性を狭くしてしまったり、人や組織の成長を妨げてしまったりといった、ネガティブな影響を及ぼす可能性があります。

身に覚えある? チェックしてみよう

無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の種類

ステレオタイプ

性別、学歴、世代などをもとに、先入観や固定観念で相手を見る傾向

- デートや食事のお金は男性が支払うものだと思う
- 女性に理系の進路(学校・職業)は向いていないと思う
- 家事・育児は女性がするものだと思う
- 「親が単身赴任」と聞くと、父親を思い浮かべる(母親の方ではなく)
- 男性なら人前で泣いてはいけないと思う
- 学級委員長や生徒会長は男子が、副委員長や副会長は女子の方が向いていると思う
- 血液型を聞くと、相手の性格を想像する



正常性バイアス

警告のシグナルを軽く考えて「私は大丈夫」「このくらい問題ない」などと、思い込む傾向

- 火災警報器が鳴っても「点検中の誤作動だろう」と避難しなくていいと思う
- 学校の課題を作成する際にネットの情報をコピーしても問題ないだろうと思う



確認バイアス

自分の考えに合う情報や、都合のいい情報ばかりに目がむく傾向

- インターネットやSNSで自分の賛同する意見の情報ばかり目がい
- 自分が読んだ流行の本やマンガは、みんなも知っていると思う



集団同調性バイアス

「みんなに合わせた方がいい」など、周りと同じように行動してしまいたくなる傾向

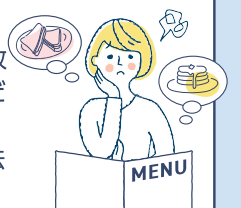
- 周りに合わせて「私もSNSを始めた方がいいかな」と思う
- 災害時に避難警報が出ても、他の人が避難せず同じ場所にいるので「私もここにしよう」と思い込む



現状維持バイアス

「このままが(で)いい」など、現状維持を望み、変化をさげたくなる傾向

- 飲食店で「新しいメニューを選んで失敗したくない」と思い、いつも慣れ親しんだメニューを頼みたくなる
- これまで行ってきたことに対して、新しい方法の提案をうけても、このままでいいと思う



ここに挙げたのは、ほんの一例です。

日常の中で、自分の中にもアンコンシャス・バイアスがないか? ぜひ一度考えてみてください。

出典:内閣府ホームページ(https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/seibetsu_r03.html)、参考:(一社)アンコンシャスバイアス研究所

無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)は男女共同参画社会の実現にも影響を与える

男女が互いにその人権を尊重しながら、共に支え、責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」は、全ての人々が自分らしく心豊かに暮らすことができる社会であり、私たちが目指すべき社会です。

「女性だからこうだ」「男性はこうでなくてはならない」といった、固定的な性別役割分担意識の根底にある無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に気づくことが、男女共同参画社会実現の第一歩です。



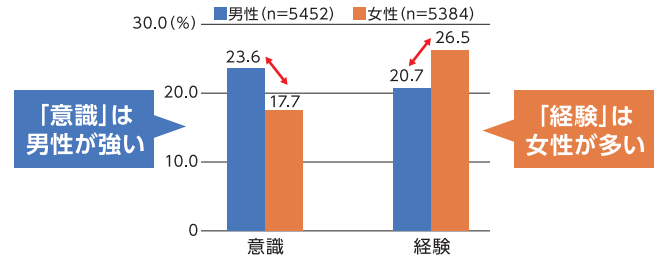
日本はジェンダー・ギャップ(男女格差) 146カ国中125位! 2023年世界ジェンダーギャップ指数ランキング(上位国および主な国)

順位	国名	値
1	アイスランド	0.912
2	ノルウェー	0.879
3	フィンランド	0.863
4	ニュージーランド	0.856
5	スウェーデン	0.815
6	ドイツ	0.815
15	イギリス	0.792
30	カナダ	0.770
40	フランス	0.756
43	アメリカ合衆国	0.748
79	イタリア	0.705
105	韓国	0.680
107	中国	0.678
125	日本	0.647

先進国中
最下位!

※世界経済フォーラムが発表している「経済」「教育」「健康」「政治」の4分野から算出した男女の格差を数値化したランキング(0が完全不平等、1が完全平等)

「性別役割分担」に関する男女の意識・経験データ 性別による役割についての意識および経験



性別役割を言ったり、言動を感じさせた人(直接or間接的)

順位	男性	女性
1位	父親	母親
2位	母親	父親
3位	男性の知人・友人	女性の知人・友人
4位	配偶者・パートナー	女性の親戚
5位	女性の知人・友人	男性の親戚

令和4年度性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に関する調査結果
出典:内閣府ホームページ(https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/seibetsu_r03.html)

専門家に
聞きました!



(一社)アンコンシャスバイアス研究所 代表理事
(株)モリヤコンサルティング 代表取締役

守屋 智敬 氏

無意識の思い込みに“気づく”ことで 一人一人がイキイキと過ごせる社会へ

アンコンシャス・バイアスにはどう向き合ったらいいですか?

大切なことはアンコンシャス・バイアスに「気づこう」とし、その先の言動と影響とに思いをよせることです。日常の中で「これってアンコン(アンコンシャス・バイアス)?」と、自身に問いかけるとともに、身近な人とも率直に対話できる環境、関係づくりを心がけることが、一人一人が生き生きと活躍できる社会をつくることにもつながると思います。それは、日本社会が抱える、女性の社会進出に代表されるさまざまな社会問題を解決する鍵にもなると思います。



G7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合 6月24日(土)・25日(日)に本県で初開催されました!

「コロナ禍での教訓を生かす」「女性の経済的自立」の2つをテーマに議論を交わし、「日光声明」を発表しました。

日光声明の主なポイント

- 女性の経済的自立に向けた取組の重要性を明記
- ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶に向けた対策を講じる必要性を確認
- 社会全体の意識を変えていくことが必要とされており、固定観念等の解消に向けた取組が重要

G7サミット/フランス、アメリカ合衆国、イギリス、ドイツ、日本、イタリア、カナダの7カ国および
欧州連合(EU)の首脳が参加して毎年開催される国際会議



内閣府提供

部落差別（同和問題）と私たちの選択

（人権課題）

部落差別
（同和問題）

学習プログラムの説明

部落差別（同和問題）においては、人々の考え方や意識に深く潜り込み、言葉、文字、そして行為として表面に現れる差別である「心理的差別」が依然として根深く残っています。部落差別（同和問題）への正しい理解を促すとともに、栃木県「人権に関する県民意識調査」（R3）の結果から導き出される認識の違いを考えることをとおして、人権の共存※について考えるプログラムとしました。公民館での人権講座等で活用することができます。



ねらい

※人権の共存…自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、一人一人が自らの権利の行使に伴う責任を自覚して、互いに人権を尊重すること

部落差別（同和問題）解消のために、同和地区出身者との関わりや結婚に対する考え方について、参加者同士が意見を交換することで、自分に内在する偏見について認識するとともに、これから自分が心掛けたいことや自分に必要なことを考えます。

参加者の人権意識を高めるポイント

資料2と資料3を提示し、立場が変わることで考え方が変化するなど、潜在的にある無意識の差別の芽について考えることで、自分のことだけでなく同時に他者も大切に考えることの重要性について気付きを得る機会となります。

	時間	40分	準備物	主催者	ファシリテーターの声かけ例(留意点) 参考資料(※映像不可の時) 参加者用(資料1～3) 動画再生用 PC、プロジェクター
				参加者	筆記用具
導入					<p>1 アイズブレキング：「エピソードトーク」【10分】 (1) 映像資料「『誰か』のことじゃない」（法務省公式 YouTube チャンネルより）を視聴する。 (2) 「部落差別（同和問題）について『いつ』『どんなこと』を学んだか」について一人1分程度で話をする。</p> <p>  ⇐映像資料「『誰か』のことじゃない」（法務省公式 YouTube チャンネル） </p> <p>  ※映像を見ることができない場合は、添付の参考資料を活用ください。 ↓↓↓（元データはこちら） 参考資料（リーフレット） 「改めて同和問題（部落差別）について考えてみませんか」 公益財団法人人権教育啓発推進センター </p>
展開					<p>2 メインアクティビティⅠ：「部落差別（同和問題）を知ろう」【5分】 資料1を読み、部落差別（同和問題）について、正しく知る。</p> <p>3 メインアクティビティⅡ：「自分の人権？他人の人権？」【15分】 (1) 資料2「あなたは、同和地区の人と親しくつきあうことに抵抗を感じますか」を提示する。 (2) 資料2で「抵抗を感じない」と回答した人の中で、「もしあなたのお子さんが同和地区出身の人と結婚しようとしたとき、あなたはどうしますか」という問いに対してどのような回答があったか(資料3)を提示する。 (3) 二つの回答の違いが表れる要因について話し合う。</p>
まとめ					<p>4 ふりかえり【10分】 (1) 活動を振り返り、気が付いたこと、これから心がけていきたいこと、必要なことなどをグループ内で話し合う。 (2) 全体で共有する。</p>

ファシリテーターの声かけ例(留意点)

導入(アイスブレイキング) 時間：10分

- (1) はじめに、映像資料『誰か』のごとじゃないを見ていただきます。これは法務省公式 YouTube チャンネルに掲載されている映像資料です。**(動画を視聴する)**(3分後) この動画でも触れられていたが、今日は部落差別(同和問題)を『自分事』として考えながら学習を進めてもらいたいと思います。 **※動画が視聴できない場合は、参考資料(リーフレット)を活用する。**
- (2) 次に、自己紹介を兼ねて「エピソードトーク」という活動をします。グループの中で、お名前、御所属と「部落差別(同和問題)について、『いつ』『どんなこと』を学んだか」をお話いただきたいと思います。部落差別(同和問題)の学習について、それぞれ思い出してみましょう。順番は、私に一番近い座席に座っている方、手を挙げてください**(参加者に手を挙げてもらう)**。
今、手を挙げている方から時計回りにお話してください。時間は一人1分をお願いします。では始めてください。**(グループで話をする)**(5分)

展開(メインアクティビティ) 時間：20分

- (1) 最初の動画にもあったように、部落差別について正しく理解することが大切です。**資料1**を基に、部落差別について確認してみましょう。**(資料1を配付)** **資料1**を御覧ください。**(資料1を読み進める)**(5分)
- (2) 次に栃木県民が部落差別についてどのように考えているか、こちらの人権に関する意識調査の結果を基に見ていきましょう。**(資料2・3を配付)** まず**資料2**を御覧ください。こちらは「あなたは、同和地区の人と親しくつきあうことに抵抗を感じますか」という質問に対する回答です。これによると「抵抗を感じない」と回答した人の割合は、全体の59.0%いるということが分かります。(2分)
- (3) 次に、**資料3**を御覧ください。こちらは**資料2**で「抵抗を感じない」と回答した人が「もし、あなたのお子さんが同和地区出身の人と結婚しようとしたとき、あなたはどうしますか」という質問に対して回答した結果をクロス集計したグラフです。これによると「こどもの意思を尊重する。親が口出しすべきことではない」と回答した人の割合は約68%です。親しくつきあうことに「抵抗を感じない」にも関わらず、こどもの結婚となると「こどもの意志を尊重する」という人が少なくなっています。このような結果が表れたのはなぜだと思いますか?グループで意見交換してみましょう。**(8分程度時間を取る)**
(8分後) どのような意見が出ましたか?いくつかのグループに発表してもらいます。**(数グループ指名し、グループで出た意見を全体で共有する)**(2分)
※これは、立場が変わることで考え方が変化する、誰にも無意識の差別の芽が存在すると言えるのではないのでしょうか。自分に潜む差別意識によって、知らぬ間に他者を傷つけてしまう可能性があるかもしれません。皆さんはどう感じますか?

まとめ・ふりかえり 時間：10分

- (1) 最後に今日のワークショップを振り返って、どんなことを感じたり、気付いたりしましたか? まずは個人で意見をまとめてみましょう。(1分)
(1分後) 個人で考えたことをグループの中で発表してください。(5分)
- (2) グループ内で出た意見を全体で共有しますので、各グループの代表の方は発表をお願いします。**(各グループの代表にグループで出た意見を発表してもらう)** ありがとうございます。本日は部落差別(同和問題)について、様々な意見を出し合いました。自分の人権も他人の人権も大切にできる社会を目指し、それぞれの立場でできることから取り組んでいくきっかけとさせていただければ幸いです。

○部落差別（同和問題）

■差別のはじまり

日本には、鎌倉時代や室町時代のころにも差別を受けていた人たちがいました。これらの人々は、差別を受けながらも芸能や建築にすぐれた技能を発揮しました。その後、豊臣秀吉が行った検地と刀狩によって、武士と農民の身分の違いがしだいにはっきりしていきました。江戸時代になると、幕府や藩は武士が支配する社会を守るため、身分の違いを厳しくしていきました。その中には、農民や町民から厳しく差別された身分の人々もいました。これらの人々は、住む場所や服装、農民や町民との交際などを制限されました。

■明治維新後も続く差別

1869年、明治天皇を中心とした新政府が成立しました。政府は、解放令により武士と農民・町人という身分制を廃止し、だれでも職業や住むところを選び、名字を名のれるようにしました（四民平等）。しかし、実際は、天皇一族は皇族、公家や大名は華族、武士は士族、農民や町人は平民という形で身分の違いが残されました。1871年、長い間差別に苦しんできた人々も、政府の法令により平民とされました。しかし、政府は、差別をなくすための積極的な政策や生活の改善を行いませんでした。また、人々の差別意識も簡単には改められなかったこともあり、実際の生活のうえでの厳しい差別が、その後も続きました。

■戦後の同和問題に対する取組

同和地区は長い間住宅や道路などが改善されなかったため、劣悪な生活環境にありました。また、就職や教育の機会に恵まれなかったため、低い生活水準にありました。このような同和地区住民の生活環境に現れる差別を「実体的差別」といいます。様々な国の取組によって同和地区の生活環境は大いに改善され、現在では「実体的差別」はほぼ解消されました。

■今もなお残る「心理的差別」

人々の観念や意識に潜在し、言葉や文字、行為として表面に現れる「心理的差別」が依然として残っています。日本国憲法で「法の下での平等」、「婚姻の自由」、「職業選択の自由」が保障されているにもかかわらず、同和地区出身であることを理由に、結婚を反対されたり、就職等において不利な扱いを受けたりするなどの問題があります。こうした行為は、部落差別（同和問題）に関する誤った意識を植え付け、差別を助長し、解決を阻む大きな要因ともなっています。さらに、最近では、インターネット上に同和地区を特定するような情報や差別的な感情を煽るような内容が書き込まれるといった問題も起きています。

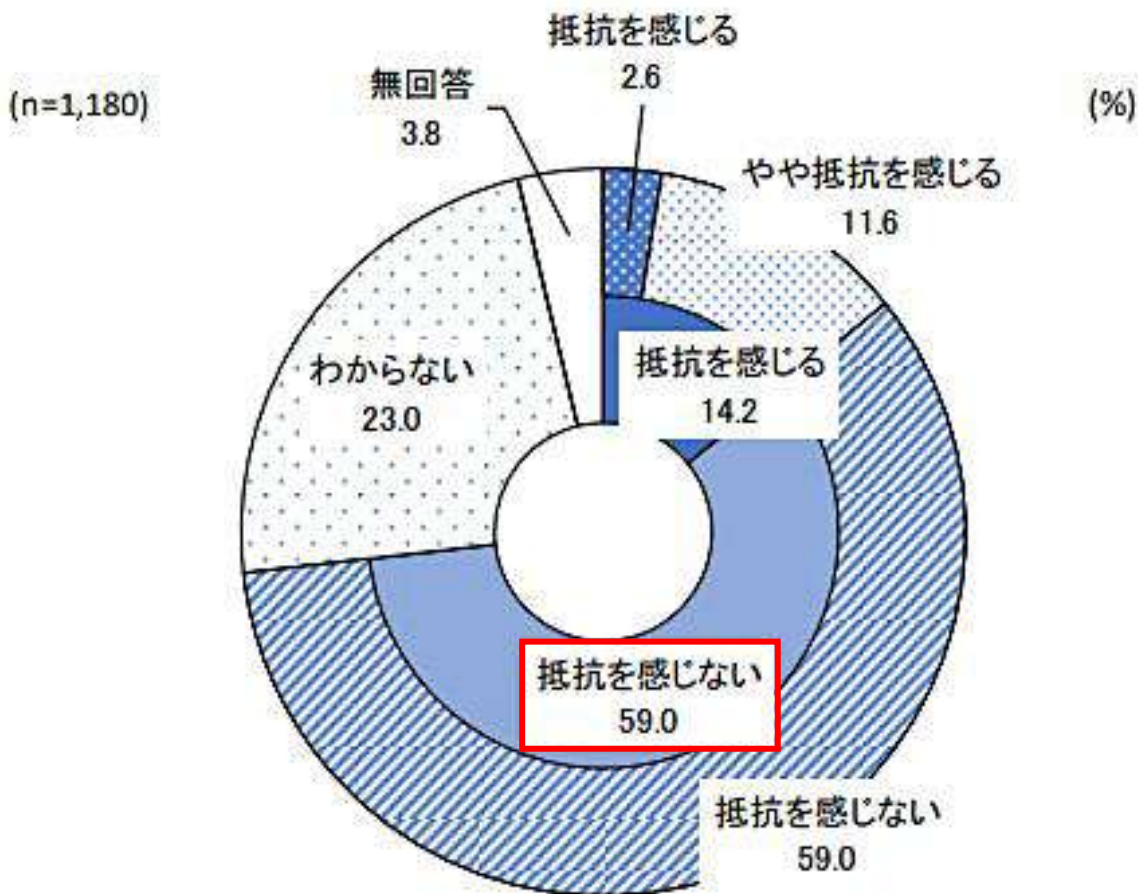
参考 栃木県教育委員会教育政策課人権教育室「人権の窓」部落差別（戦後の取組）（令和7年）

(5-4) 同和問題 (部落差別) (抵抗感)

問10-4 [問10-1で「よく知っている」あるいは「少し知っている」と答えた方に対して]
 あなたは、同和地区の人と親しくつきあうことに抵抗を感じますか。(〇は1つ)

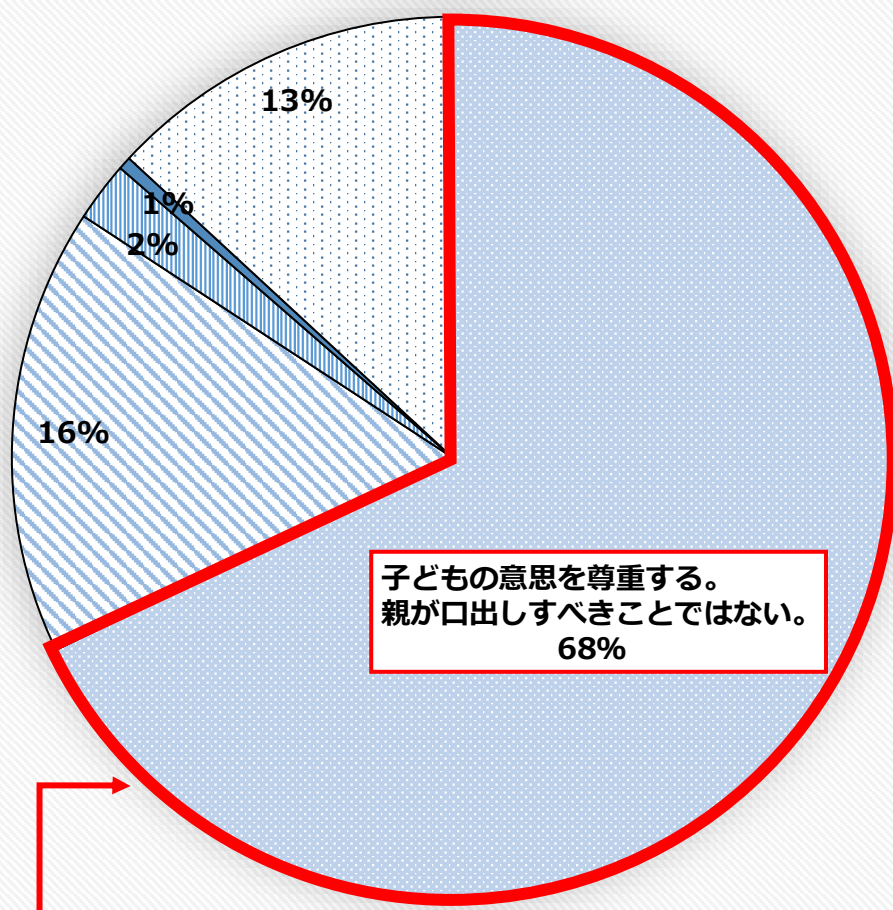
1. 抵抗を感じる	2. やや抵抗を感じる
3. 抵抗を感じない	4. わからない

同和問題 (部落差別) (抵抗感) について、同和地区や同和問題 (部落差別) を知っている と答えた 1,180人の回答は、約6割の方が「抵抗は感じない」(59.0%) と回答している。また、「わからない」と回答した人は23.0%であった。一方、「抵抗を感じる」(2.6%) と「やや抵抗を感じる」(11.6%) を合わせた『抵抗を感じる』は14.2%である。



(「同和地区の人と親しくつきあうことへの抵抗」についての質問に対し、「抵抗を感じない」と答えた人の回答を抽出)

○お子さんが同和地区出身の人と結婚しようとしたとき、どうしますか？



子どもの意思を尊重する。親が口出しすべきことではない	68%
親としては反対するが、子どもの意思が強ければしかたない	16%
家族や親類の反対があれば、結婚させない	2%
絶対に結婚させない	1%
わからない	13%

《メモ》

大人ができることって？ ～ネット社会に生きるこどもたちのために～

(人権課題)

インターネットによる
人権侵害

学習プログラムの説明

インターネットの普及により生活が便利になった一方で、こどもたちが人権侵害を受けるトラブルも発生しています。こどもたちがインターネット上の人権侵害の被害者にも加害者にもならないよう、大人ができることを考えるプログラムです。日常の身近なエピソードから、登場人物の言動について参加者同士で語り合う中で、人権問題を正しく理解し、その対応について考えます。公民館講座やこども会・育成会指導者研修、PTA・教職員研修などで活用できます。

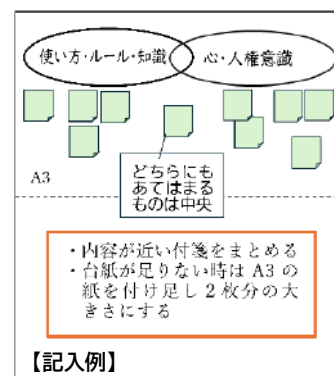
ねらい

インターネットを介して起こるトラブルの一事例から、インターネットは使う側の意識次第で人権侵害につながる危険性があることに気付き、ネット社会に生きるこどもたちを被害者や加害者にさせないために、私たち大人ができることは何かを考えます。

参加者の人権意識を高めるポイント

エピソードをもとに人権侵害が起きやすい主な要因を考えることをとおして、ネットの向こう側にいる相手への配慮やその人権を尊重しようとする心を育むことの大切さについて意識を高めることが期待できます。

	時間	40分	準備物	主催者	資料①②③ 付箋紙(75×75mm) 水性ペン 台紙(A3用紙、模造紙、ポスターの裏紙の再利用も可) ファシリテーターの声かけ例(留意点)
				参加者	筆記用具
導入	1 アイスブレイキング：インターネットの話題で自己紹介する 【5分】 (1) 自己紹介と併せて、日頃よく使うアプリやよく見る動画について話す。 (2) インターネットの便利さ、良さについて資料1で確認する。				
展開	2 メインアクティビティ：エピソードを読み、大人としてどのように行動したらよいか考える 【25分】 (1) 資料2：エピソードを読んで問題と感ずることについて、各自で付箋紙1枚につき一つずつ書き出す。(5分) (2) 書き出した付箋紙の内容をグループ内で発表しながら、二つのカテゴリー、「使い方・ルール・知識」と「心・人権意識」に分類(台紙のページを使用)して、内容の近いものをまとめて台紙に貼る。(10分) (3) エピソードから、なぜこどもたちがインターネット上でのトラブルに巻き込まれやすいのか、その要因について、「心・人権意識」の面からグループで話し合う。(10分)				
まとめ	3 ふりかえり 【10分】 (1) こどもたちが人権侵害の被害者にも加害者にもならないよう、私たち大人ができることや気を付けなければならないことについて、グループで話し合う。(5分) (2) グループで話し合ったことを全体で共有する。(3分) (3) 資料3を読む。(2分)				



ファシリテーターの声かけ例(留意点)

導入(アイスブレイキング) 時間：5分

(1) はじめにグループ内で順番に自己紹介をします。その際、あなたが日頃よく使うアプリやよく見る動画などについても紹介しましょう。(一人30秒～1分程度、全体で4分)

(ファシリテーターが各グループで最初の人を指名)

(2) (4分後) みなさんいかがでしたか？私たちの生活には、インターネットの情報がいつも身近にありますね。では、**資料1**を御覧ください。こちらにはインターネットの便利な使い方について紹介されています(資料を見る時間を少しとる)。インターネットによって、私たちの生活はとても便利で快適になりましたね。しかし、資料にもあるように、自由な表現が尊重される一方で、守られるべき権利があることについても考えなければなりませんね。

展開(メインアクティビティ) 時間：25分

(1) 次に、**資料2**のエピソードを読みましょう。(1分後) 読み終わったら、エピソードの内容、登場人物の言動などについて問題だと感じることを配付してある付箋紙に書いてください。付箋1枚につき一つ記入してください。時間は4分です。それでは始めてください。

(2) (4分後) 4分経ちましたので、グループ内で共有します。グループにある台紙を机の上に広げます。台紙の上の方に、二つのカテゴリー「使い方・ルール・知識」「心・人権意識」と書かれています(記入例参照)。グループ内で順番に、自分が付箋に書いたことを1枚ずつ発表します。その際、①二つのカテゴリーのいずれか当てはまる方へ、どちらにも当てはまるという場合は二つのカテゴリーの間に、②内容の近いものをまとまりにしながら貼りましょう。時間は8分です。

(3) (8分後) エピソードのようなトラブルは、私たちの日常でも起こりやすい出来事ではないでしょうか。なぜインターネット上ではトラブルが起こりやすいのでしょうか。「使い方・ルール・知識」で出た問題を解決するために**ネットリテラシー**※を高めることも重要な課題ですが、本日は「心・人権意識」の面を深く考えていきたいと思います。「心・人権意識」で出された問題のまとまりを引き起こしている要因についてグループで話し合い、キーワードや簡単な文を、まとめた付箋の近くを書いてみましょう。時間は8分です。

(予想される意見：「心・人権意識」相手の気持ちを考えた言動が未熟、先を予想した行動が未熟、友達の雰囲気にならざるが、大人自身の使い方の見直しが必要等)

(8分後) どんな意見が出たか、数グループに発表をしてもらいたいと思います。

(発表後) みなさんの発表にもあったように、インターネットは便利ではありますが、危険も隣り合わせにあります。まだまだ発達段階にあることもたちが、大人と同じインターネットを利用するので、子どもたちの人権意識を高めるために周囲の大人の振る舞いがとても大切になってくることも確認できたのではないのでしょうか。

まとめ・ふりかえり 時間：10分

(1) ここからふりかえりをします。私たちの身近にいる子どもたちが、人権侵害の被害者にも加害者にもならないよう、子どもたちの身近にいる大人としてできることや気を付けなければならないことについて、先ほどのワークをもとにグループで話し合ってみましょう。(付箋を貼った台紙を見ながら考えてみるよう促してもよい) 時間は5分です。

(2) (5分後) グループで話し合ったことを全体で発表し合います。グループでどなたか1名が代表して、話し合った内容について簡単に発表してください。(残り時間によっては数グループの発表にする) (3分)

(3) ありがとうございます。最後に**資料3**を見てください。今日はエピソードの事例から考えてみましたが、インターネットの人権侵害に関わる事例は様々です。ネット社会に生きる子どもたちが自分も相手も大切にしたい言動がとれるよう、私たち大人ができることから関わっていくことが大切なのではないのでしょうか。また、私たち大人自身もインターネットの使い方を見直すことも重要です。今日のワークショップで考えたこと、気付いたことを、これからの生活で生かせるといいですね。(2分)

※「ネットリテラシー」…インターネット上の情報を適切に判断し、安全かつ効果的に利用する能力

ネットは便利！

インターネットは、パソコンやスマートフォン、タブレットなどを使って簡単に利用できます。また、様々なアプリや SNS の活用により、コミュニケーションの輪が広がります。世界中の WEB サイトにアクセスできたり、遠く離れた人とも写真や動画を共有することができたりと、インターネットは世界中の様々な人やモノとつながることができる便利なツールです。

ネットの便利な使い方

他にも
いろいろ

楽しみが広がる！

漫画、ゲーム、映画、投稿された動画などを気軽に楽しめます。



勉強に 利用できる！

様々な学習に利用でき、勉強の手助けをしてくれます。



自分の意見や作品を 発表できる！

SNS などを使い、自分の意見や小説、漫画、音楽、動画など、自由に発表することができます。



障害のある人の 行動範囲が広がる！

メールや読み上げソフトなどは、障害のある人の意思疎通にも役立てられています。



**インターネットと人権はどのように関係しているのでしょうか？
自由な表現が尊重される一方、
守られるべき権利があることを忘れてはなりません。**

エピソード

ユウコさんは、ひまりさん(小学6年生)のお母さんです。家族で相談し、悩んだ末に最近になってひまりさんにスマートフォンを持たせることにしました。

ある日、ユウコさんが仕事から帰ると、先に学校から帰って来ていたひまりさんが、スマートフォンを持ったまま自分の部屋に閉じこもっています。夕飯の時間になっても、部屋から出てきません。心配になったユウコさんは、ひまりさんの部屋の前から話しかけました。

母 : 「ひまり、どうしたの？」

ひまり : 「……別に、何でもないよ。」

母 : 「まったく、最近スマートフォンばかり…。」

ひまり : 「うるさいなあ、今、クラスのみんなどメッセージをやりとりしてるから忙しいの!ほっといてよ。」

母 : 「今日はもうダメよ。こんなに長い時間、いったいどうしたの？」

ひまり : 「…えーと、あのね、私、この前のお祭りの写真をクラスのグループでやっている SNS に送ったら、その写真の中に友達が変な顔で写っちゃっている写真が混ざってて、変な顔をみんなに見られた友達が、ショックで今日、学校を休んじゃったんだ…。」

母 : 「えっ、大変じゃない!画像を送るときは注意してねって言ってあったよね？」

ひまり : 「だって、この前のお祭りで、みんなの家の人たちが撮ってくれた写真を誰かがグループの SNS で送りはじめたから、私はお母さんからもらった写真を送ってみただけだよ。みんな、『いいね』って押ししてくれたし、お母さんだって SNS にたくさん家族の写真載せてるでしょ。まさか、こんなことになるなんて思わなかったよ…。それに、意地悪するつもりで送ったわけじゃないもん。クラスのみんなども、普通はそんなの気にしないよ、大丈夫だよって言ってるよ。」

ネットで相手を傷つけないために

ネット上の書き込み、情報発信には責任が伴います。

これまで取り上げてきたトラブル事例から振り返ってみましょう。

- 自分は軽い気持ちであっても、相手を深く傷つける可能性があることを理解し、相手の立場に立ち、考えてから発信するようにしましょう。

- 本人の許可なく、他人の写真や個人情報を投稿したり、書き込みを他の場所に転載したりしないようにしましょう。



- 誰かに対する意見や感想を投稿するときは、誹謗中傷につながる内容になっていないかどうかを十分に考えましょう。



- 誰かのメッセージを見て嫌な気持ちになったとき、すぐに相手に感情をぶつけるのではなく、一呼吸して落ち着いてから、相手の意図を確認するようにしましょう。



インターネット上でも実生活でも、互いを思いやる必要があります。誰もが楽しくインターネットを利用できるよう、私たち一人ひとりが心がけて行動しましょう。



- 他人が発信した情報を再投稿・拡散する前に、その情報が正しいかどうか、他人の不利益にならないかどうかを十分に考えましょう。

使い方・ルール・知識

心・人権意識

心：人権意識

使い方：ルール：知識



- ・日本ユニセフ協会「こどもの権利条約の考え方」 <https://www.unicef.or.jp/crc/principles/>
- ・こども家庭庁「こども基本法」 <https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon>
- ・こども家庭庁「しつけ?体罰?これどっち??」
<https://kodomoshien.cfa.go.jp/no-gyakutai/no-taibatsu/>
- ・こども家庭庁「体罰等によらない子育てを広げよう!」パンフレット
<https://www.cfa.go.jp/policies/jidouguyakutai/taibatsu>
- ・栃木県生活文化スポーツ部人権男女共同参画課 アンコンシャス・バイアスに関する資料(令和5年)
- ・法務省公式 YouTube チャンネル「『誰か』のことじゃない」
<https://www.youtube.com/watch?v=FEi60hJei5U&t=5s>
- ・公益財団法人人権教育啓発推進センター「改めて同和問題(部落差別)について考えてみませんか」
<https://www.moj.go.jp/content/001318743.pdf>
- ・栃木県「人権に関する県民意識調査」(令和3年)
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/c07/jinken/documents/kenminisikityousahoukokusyo.pdf>
- ・栃木県教育委員会教育政策課人権教育室「人権の窓」部落差別(同和問題)編(令和7年)
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m01/jinken-mado07.html>
- ・公益財団法人人権教育啓発推進センター「あなたは大丈夫?考えよう!インターネットと人権」
https://www.jinken-library.jp/study/docs/R4_internet-to-jinken.pdf

編集委員

(○印は編集委員長)

関 直哉	栃木県教育委員会事務局河内教育事務所ふれあい学習課社会教育主事
川島 佑	栃木県教育委員会事務局上都賀教育事務所ふれあい学習課社会教育主事
○ 渡辺 浩行	栃木県教育委員会事務局芳賀教育事務所ふれあい学習課副主幹
椎名 裕美	栃木県教育委員会事務局下都賀教育事務所ふれあい学習課副主幹
高瀬 志穂美	栃木県教育委員会事務局塩谷南那須教育事務所ふれあい学習課副主幹
磯 清香	栃木県教育委員会事務局那須教育事務所ふれあい学習課社会教育主事
若田部 晶子	栃木県教育委員会事務局安足教育事務所ふれあい学習課副主幹
宇賀神 孝文	栃木県総合教育センター生涯学習部副主幹
矢島 隆宏	栃木県教育委員会事務局生涯学習課ふれあい学習担当社会教育主事